

第5回郡山市簡易水道料金審議会議事内容

日 時	令和元年6月5日(水) 10時00分～11時30分
会 場	郡山市役所本庁舎 庁議室
出席者	<p>(委員 9名) 高橋迪夫会長、大竹聡美委員、香西利伸委員、小山伝一郎委員、斎藤敏哉委員、佐久間孝委員、佐藤裕弥委員、満田仁一委員、宗像希一委員 ※欠席者：會田久仁子委員、伊藤晃委員、岩田教一委員、加瀬順一委員</p> <p>(事務局 9名) 渡部義弘生活環境部長、羽田康浩生活環境部次長兼環境政策課長、佐藤伸治環境政策課長補佐、中川清能環境政策課総務管理係長、橋本克志環境政策課技査、遠藤慶一郎環境政策課主査、富田弘湖南行政センター所長、佐藤宏之熱海行政センター所長、影山晃正中田行政センター所長</p>

1 開会	
事務局	第5回郡山市簡易水道料金審議会を開会する。
2 あいさつ	
会長	この審議会も5回目でいよいよ大詰めとなった。本日は、前回の審議結果等を踏まえた料金案の修正と答申案の素案について御審議をいただく。委員各位には忌憚のない御意見を頂戴したい。
3 審議	
事務局	委員13人中欠席は4名で、郡山市簡易水道料金審議会条例第5条第2項により会議は成立していることを報告する。また、議事は会長が議長となり進めていただく。
議長	会議の公開・非公開について諮りたいので、事務局から説明をお願いします。
事務局	会議において決定するとされている。本日の審議会は会議の公開基準に定める非公開に該当する事由がないため、会議を公開、傍聴定員を5名としたい。
全委員	異議なし。
議長	会議を公開、傍聴定員を5名として開催する。 【傍聴者なし。そのまま議事に入る】
(1) 審議結果等を踏まえた料金案の修正について	
議長	事務局から説明願いたい。
事務局	【説明(資料1 p 1～4、別添資料、資料2参照)】
議長	前回では4年間という短期間で値上げをすることについて、それはかなり厳しいという御意見がかなり強く出た。それに対して修正ということで、過日委員各位に修正案をお配りし、それに御意見をいただき、今回の料金改定の修正案になっている。説明に対し、委員各位からの質問、意見等はあるか。

委員	基本的には賛成。各委員からの意見でも「その他」欄に載っているところ、（地元）説明であるとか、地域への（料金とは）別の形での還元の様なものが必要なのではないかと思う。
委員	私も基本は賛成だが、1か月あたりの値上げ額を見ると、湖南・熱海中山地区は363円から429円の間で概ね平均がとれているが、中田地区では最初の改定は363円の値上げだが、令和11年度（の改定）は649円と開きがある。先に上げて、最初に高く、後（の値上げ）が低い方が良いのでは。
事務局	今回、各段階での改定率が30%以内と設定しているが、各段階で、前回の料金との比較となっており比較する元の額が大きくなっていくため、30%以内でも1か月あたりの値上げ額は増える形になっている。
議長	各段階で30%以内に抑えたいというところ事務局案の骨子になっている。30%に抑えるというのが最初に比べたら値上げ幅が大きくなるというのはやむを得ないというところか。最初上げてしまうと30%を大幅に超えてしまうことも考えられ、どちらをとるかということになる。
委員	一般的な感覚としては実際に1か月いくらなのか、という方が気になる。10年後に倍近い値上り額があるということを実先に説明すると抵抗感が出ることも。そこを均すか、最初は少し高くなるが、後はそれ程上げ幅がないという方が良いのかも知れない。中田地区は少し特殊な感がある。
委員	地域としては厳しい状況、案であるということとは変わらないが、期間を10年に延ばしていただいたという様な部分で、ある程度やむを得ないのかなという部分はある。地域住民の感情としては相当厳しいものが出得るし、過疎化高齢化がどんどん進む中で、反響は大きいとは思う。
委員	前回4年から10年という修正案には修正していただき、配慮されたなというのは感じている。料金の水準ではもう少し安く配慮できるのであればそれをお願いしたい、ということが地域住民の願いである。
議長	水準については事務局からの説明、「事務局の考え方」というところに、回答というか考え方が出ているかと思う。
委員	意見を聞いていて、やはり定期的な見直しの協議が必要だと思う。急がないで地道にやっていくべき。
委員	資料2の一番最後、中段2の「料金算定期間10年について」、先ほど事務局から説明いただいたとおりで、「10年間見直しがないこと」という点と、「10年間で状況が変わることがある」という点、審議の中でまだもう少し議論しなければいけないというか、懸案事項として残るなという気がした。 他の地域の県庁所在地の水道で、元々小規模の単位で住民管理していた水道の地区があり、従来から安く水道を利用していたが、市の上水道との統合をししばらく保留にしていたところ著しく（施設が）劣化し、今は生活用水としては使っているが、飲み水についてはペットボトルを調達している例がある。直ちに郡山市にあてはまるわけではないが、類似して考えなければいけないのが、将来の持続、サービス水準と料金負担をどう考えるのかというところ。「10年」の部分の考え方、今回のこの審議会での検討としては向こう10年間の財政状況を見極めた上で、当面4か年、恐らく資料1の右下4ページの第1段階「R（令和）2からR（令和）5」の部分がおそらく水道条例に規定されるものではなかろうかと思う。

	<p>それを考えると料金算定期間を10年と厳格に規定するのが重要なのではなく、今回の審議の中では10年間の数字を見極めた上で、当面4か年の料金を決めるという位置付けの方が整理としては合理的ではないかと思う。</p> <p>これは私の意見だが、このような意見を持つ背景というのは、元々地方自治の制度は市長、市議会議員、そして財政計画等が4か年という、それぞれの任期が全うし得る中で、責任の中の範囲の4か年という形になっていると思う。</p> <p>そうしたことを鑑みると今回のこの修正案で私は良いと思うが、条例の作り方と料金算定期間を10年と限定するのではなく、「今後4か年」ということで、まずは今回の料金表がスタートする方が合理的かと思う。それとともに、先ほど他の委員の方からもあったが、審議会を今後常設にする中で、ここで10年に厳格化すると審議会を開いても、なかなか次の改革の手出しができない、と言う意味で逆に拘束が高くなってしまおうという点が、懸念しなければいけない様な気がする。</p> <p>条例化をするときの、経過措置の部分についてどこまで積極的に書き込むのか、そうでないのかという点になってこようかと思う。</p> <p>もう一点が、今回10年間としたことによって当初の4か年の原案よりも(料金値上がり)が緩やかになったという点では、形式上あるいは実質的にも地域住民の負担が軽減されている様に見えるが、他方で将来のさらに充実した上水道との統合や、安全、持続、強靱な水道が実現できるかという点では距離を置く政策なのかもしれないという点。料金が安く済む便益とともに、他方ではサービス水準については先送りされている懸念があるということも地域の関係者には知ってもらった上で、このプランをもう1度考える必要があるかと思う。</p>
事務局	<p>当初は算定期間を(標準的な)3~5年という中で4年という算定期間とした。一つの理由として4年が首長を含めて責任のある方々の任期とリンクするという様な考えから。委員御意見の通り、10年間という先を見ているが、実際には条例により料金の方を規定しており、今回料金改正を具体的にするのは確かに令和2年から5年までの(4年間の)料金であるので、答申の文言との整理等、事務局の方でも調整をしたい。</p>
議長	<p>重要な指摘かと思う。</p>
委員	<p>湖南(代表)なので、第4回まで色々発言したが、概ね値上げはやむをえないと個人では思っている。今回、審議会に参加したが、これまで市の水道、簡易水道の状況が全く分からなかったというのが実情。今回、審議会で経過措置を含めて10年で改定していく案、この内容をどういう風に住民に伝えていくのか。意見があった様に、今回の料金は通常のこれからの水道施設どうするのだという部分は含まれていない、今現在の我々の運営する費用なのだ、ということも含めて、住民にどう説明していくかというのが大事。高齢化が進んでいるから水道料金を払わないという話はないわけで、全体住民を集めて「値上げしますよ」という話しではなく、もっとそれぞれ高齢者の方が中心であれば高齢者が集まる場所に内容をきめ細かに説明して欲しい。私は一括で住民に説明する仕方は無意味だと思っているので、その辺りを含めて住民の方に理解をいただくための、色々な努力をしていかざるを得ないと思う。</p>
事務局	<p>20年から25年、例えばウェブサイトなどで経営状況というのは見られる状況となっているとは言いつつも、積極的に「こういう状況だよ」というところを、お示し</p>

	し、お知らせする説明責任を果たしてこなかった反省が一番と考えている。今後、改定ということで、今お話が出たように地域の方々にどのような形で、御説明させていただくかということが1番の、問題になってくるので、一堂に会して御足労を願って「上意下達」の様な方法ではなく、という意見をいただいたので、今後検討していきたい。
委員	個人としては、値上げもやむを得ないのではないかと思う。ただ、40年も50年も経営状態が全然わからなかったのが、地域の住民によく説明して納得してもらわないと、なかなか難しいと思う。(旧村時代に設備を) 作ってそのまま50年もたっている。周知徹底が必要だと思う。
委員	<p>今回こうやってこの審議会ですいぶん議論が進んできたと思う。一方でこの審議会の審議と外れることになると思うが、一つには自立できるような水道料金体系が実現できていない点では、引き続き郡山市の一般会計部局からの繰り入れ等々の関係は残っていくものと思う。そうした観点からは、今回議論している状況について、財政局としてしっかりと協議を進めてほしい。そうでないと、現在審議している枠組みが崩れる可能性がある。</p> <p>もう1点は上下水道との統合、特に上水道との統合問題。今回、概ね10年後にある程度料金が現在の上水道の水準と見合うくらいのレベルになっているということ、これは当該今後の10か年の中ではさらに水道の方が、見直し等が出てきた場合にはもう一度格差が広がることになって統合が難しくなるかもしれない。絶対的に統合が優位というわけではないが、水道というのは基本規模が大きい方が健全経営が成り立ちやすい事業ということを見ると、やはり上水道との統合を考える必要があると思う。そうした点では上水道側から見た場合の簡易水道が、まだまだ上水道の水準に追い付いていないという点が、統合の足かせになってはいけないかと思う。上下水道局との意見協議ということになるかと思うが、そうしたところも踏まえて庁内の整理をしていただければということ、要望としてお伝えしたい。</p>
事務局	ある程度の方向性と改定案が固まったところで、関係するところ、庁内、あるいは庁外でも、具体的な協議が出てくる。例えば指摘いただいた財政局では、来年以降公営企業会計適用となるので、減価償却計上分等含めて、一般会計からの繰出額は毎年協議をし、了解をいただくという様なところ。最終的な方向性として、私何回か説明させていただいているが、上下水道局への事務移管といったところで、今まで協議は何回か断続的に行ってきたが、やはりネックとなっていたのが、公営企業会計の適用と、料金水準。基本的には法適用すると料金の方も必然的に上げざるを得ないということもあり、それらがネックとなって中断していたのが実情。今の話しを踏まえ、今後協議の方を進めたい。
(2) 答申案(素案)について	
事務局	【説明(資料1 p 5~6、資料3参照)】
委員	「料金改定について」の3番目で、9割とは。何故100%にならないのか。どういう考えなのか。
事務局	答申の素案(骨子案)「料金改定について」の丸3つ目の後段2行目、水準の「9割程度」というところ、結果的に9割程度という考え方で、起債に対する償還を除

	<p>いて、単年度で運営に要する経費を料金で回収するということ、将来的に100%を目指すという部分をクリアするために、改定率が88%程度になってしまった、というところで、逆の表現で結果的に「9割程度までとする」という表現となっているが、御指摘のように逆に意図的なものを感じられる表現でもあるので、表現方法については検討させていただきたい。</p>
委員	<p>(料金を) 上げる期間、1回目は4年間で何故次は5年間なのか。「任期は4年」といっていたが。</p>
事務局	<p>改定率を理由付けするのに、30%を下回る形でなるべく平準化をしたいというところで結果的に、4年と5年と1年、という形になってしまったところが実情。実際10年の間に88%程度まで行くのであるが、前回「4年のなかで毎年上げるのか」というご指摘をいただいたところを踏まえさせていただき、なるべく回数は少なく、しかし最低限その水準まで額の方上げなくてはならないところの、バランスを取ったところ。</p>
議長	<p>非常に事務局が苦労し工夫した結果、こういう数字を出しているというところか。御指摘はもっともであり、疑問を持っていただいて良いと思う。</p>
委員	<p>骨子6ページの「これからの簡易水道事業について」、常設の附属機関による審議、これは是非やはり入れて欲しい。</p> <p>併せて、可能であれば検討していただきたいのが、地方自治法上の「専門委員」制度。専門的な立場から地方自治法上の位置付けを持って意見を言えるという外部の有識者を登用する制度で、活用可能であれば検討いただけないかなというところ。</p> <p>過去に例えば川崎市の水道で、審議会があるとともに、同じく地方自治法を根拠とする専門委員が、審議会にも意見を言う等、要するに専門家の意見をより取り入れやすくする法律上の立てつけを制度上利用し、並立して活用すると、事務局の負担だけでなく、外部の意見も積極的に取り入れられると思うので、可能かどうか含めて検討していただければという事で提案をしておきたい。</p> <p>議会からの要求、調査事項等も事務局に代わってできるので、そういった点から、議会对応等についても一定の裏付けを持っていると思う。</p>
事務局	<p>まず1つ目の常設の附属機関というのは今回の料金審議会の委員の皆様の任期が、現行条例で1年という形になってしまっており、その先の話になるがどちらにしても料金の改定で条例改正を行うので、審議会条例もセットで改正したいと考えている。</p> <p>実は、専門的な知識をもつ「アドバイザー」という形で今年度予算を計上したところだが、なかなか十分な予算をいただけなかったという事情もあり、使い勝手が悪くなってしまったというような形になっている。今後は、当然こちらの方でも制度の活用できればと考え、来年度の予算計上に向けて具体的に検討していきたい。</p>
議長	<p>今日も委員各位から貴重な御意見をいただいたが、それらをまた取り込み、答申書を作成していきたい。</p>
(3) その他	
議長	<p>その他、事務局から何かあるか。</p>
事務局	<p>次回の審議会日程について、7月最終週又は8月5日の週とさせていただきたいと考えているが、お盆直前というところも考慮し7月最終週を中心に調整させていただ</p>

	きたい。なお、後日改めて委員各位の御都合を伺う予定である。
議長	その他、委員各位から質問等あるか。
委員	【質問等なし】
議長	無ければ、審議が終了したので事務局へお返しする。
4 閉会	
事務局	以上で、第5回郡山市簡易水道料金審議会を終了する。